

ブルネイ
意匠規則
2000年
2000年4月25日施行

目次

序

- 規則 1 引用及び施行
- 規則 2 解釈
- 規則 3 第9条(3)に基づく所定の事案
- 規則 4 登録から除外される意匠
- 規則 5 意匠の工業上の利用

登録出願

- 規則 6 出願の様式及び内容
- 規則 7 表示
- 規則 8 新規性の陳述
- 規則 9 内密の開示に関する陳述
- 規則 10 優先権等の陳述書
- 規則 11 登録官は証明書を請求することができる
- 規則 12 紋章等に関する証拠
- 規則 13 現存者の名称又は肖像に関する証拠
- 規則 14 最近の死亡者の名称又は肖像に関する証拠
- 規則 15 見本
- 規則 16 複合出願
- 規則 17 出願の取下
- 規則 18 期間延長の申請
- 規則 19 出願の補正
- 規則 20 出願における権利に影響を及ぼす取引

審査及び登録

- 規則 21 方式要件
- 規則 22 不備
- 規則 23 出願拒絶に対する上訴
- 規則 24 物品の分類
- 規則 25 登録
- 規則 26 登録証
- 規則 27 登録公告

登録存続期間

- 規則 28 登録の更新
- 規則 29 登録の放棄

意匠権

- 規則 30 意匠権に影響を及ぼす取引
- 規則 31 他の取引の登録
- 規則 32 抵当債権者又はライセンシーであるとの主張の取消
- 規則 33 証拠の提供

法的手続

- 規則 34 付託
- 規則 35 異議申立の通知
- 規則 36 答弁書
- 規則 37 異議申立を裏付ける証拠
- 規則 38 申請を裏付ける証拠
- 規則 39 弁駁の証拠
- 規則 40 後にする手続に関する指示
- 規則 41 決定の通知
- 規則 42 異議申立されない事案の費用
- 規則 43 裁判所への付託
- 規則 44 裁判所への申請の登録官への送達
- 規則 45 裁判所命令、宣言及び証明書の提出
- 規則 46 費用の担保

管理規定及び雑則

- 規則 47 第 66 条に基づく申請の登録官への送達
- 規則 48 登録簿における誤謬の更正
- 規則 49 登録簿の閲覧
- 規則 50 国防目的に関連する意匠
- 規則 51 証明書及び謄本
- 規則 52 情報及び書類の閲覧
- 規則 53 登録局の就業時間等に関する細則を掲示すること
- 規則 54 書類の刊行及び販売
- 規則 55 パートナーシップ等による書類の署名
- 規則 56 書類の翻訳文
- 規則 57 登録官への書類送達
- 規則 58 その他の者への書類送達
- 規則 59 提出された書類の誤謬の訂正
- 規則 60 書類の補正及び不備の更正
- 規則 61 名称変更

- 規則 62 送達宛先
- 規則 63 宛先の変更又は訂正
- 規則 64 代理人の承認
- 規則 65 登録官の裁量権行使
- 規則 66 公開聴聞等
- 規則 67 聴聞の言語
- 規則 68 証拠
- 規則 69 期間延長
- 規則 70 手数料

序

規則 1 引用及び施行

本規則は、意匠規則 2000 年として引用することができ、緊急(意匠)令 1999 年と同日に施行される。

規則 2 解釈

(1) 本規則において、

「ロカルノ協定」とは、1968 年 10 月 8 日にロカルノで締結され、改正された意匠の国際分類を設定するロカルノ協定をいう。

「新規性陳述書」とは、規則 8 に従う陳述書をいう。

「繊維物品」とは、繊維又はビニール製の反物、ハンカチ、ショール及び登録官が決定する類似の特徴を有するその他の種類の物品であって、命令に基づく保護が模様及び装飾の特徴のみに限定されるものをいう。

(2) 本規則における次の言及は、夫々に解釈する。

(a) 所定の様式への言及は、附則 1 に定める関連の様式への言及と解釈する。

(b) 所定の手数料への言及は、規則 70 及び附則 2 に従って適用される手数料への言及と解釈する。

(c) 書類の提出への言及は、登録官への書類の提出と解釈する。

規則 3 第 9 条(3)に基づく所定の事案

意匠登録出願の補正請求が第 23 条に基づいて認められ、登録官の所見で補正が原出願の意匠を有意に変更する効力を有するか、又は補正の結果原意匠又は複数の原意匠の何れかが変更された事案においては、登録官は、第 9 条(3)に基づく自己の権限を行使することができる。

規則 4 登録から除外される意匠

次の何れかの物品に適用されることを意図された意匠は、意匠令に基づいて登録から除外される。

(a) 彫刻作品(工業工程によって量産するための模型又は模様として使用され又は使用されることを意図した鋳型又は模型以外のもの)

(b) 壁額、メダル又は大メダル

(c) 主に文学的又は美術的性質の印刷物(本の表紙、カレンダー、証明書、クーポン、洋裁型紙、グリーティングカード、ラベル、リーフレット、地図、設計図、トランプ、ハガキ、切手、取引広告、業務用箋及び名刺、転写紙及び類似の物品を含む)

規則 5 意匠の工業上の利用

意匠は、次の物品に適用されている場合は、第 13 条に基づいて「工業上の利用をされている」とみなされる。

(a) すべてを合わせて単一の組物を構成しない 50 を越える物品、又は

(b) 長さ又は反物単位で製造される物品であって、手作り物品でないもの

登録出願

規則 6 出願の様式及び内容

- (1) 意匠登録出願は、所定の様式でなされなければならない。
- (2) 出願は、第 14 条(2)にいう情報及び書類、すなわち次のものを含まなければならない。
 - (a) 意匠登録を求める願書
 - (b) 規則(7)及び規則(8)に従って複製に適した意匠の表示
 - (c) 出願人の名称及び宛先
 - (d) 出願人が意匠の創作者でない場合は、意匠に関する出願人の権利を説明する陳述書、及び
 - (e) 書類送達のためのブルネイ・ダルサラーム国(以下「ブルネイ」という)における宛先
- (3) 出願には、更に次を含めなければならない。
 - (a) 意匠の適用が意図された物品を特定する陳述書
 - (b) 意匠の適用が意図された物品のロカルノ協定によって設定された分類のクラス及びサブクラスに従って分類を特定する陳述書
 - (c) 規則 7(3)に従って、意匠の追加表示 6 通
 - (d) 規則 9, 10, 11, 12, 13 及び 14 の何れか該当するものによって要求される陳述書又は証拠
 - (e) ローマ字でない場合は、出願人の名称の翻字
 - (f) 出願人の署名、及び
 - (g) 所定の出願様式により要求されるその他の情報

規則 7 表示

- (1) 出願に含まれる意匠の表示は、図面又は写真とすることができ、160mm×160mm の寸法としなければならない。表示の一辺が 30mm 以上でなければならない。
- (2) 組物に適用することを意図された意匠の登録についての出願がなされる場合は、出願は、組物に含まれる各々の異なる物品に適用される意匠を表示しなければならない。
- (3) 出願には、原表示に正確に対応する追加 6 通の意匠表示を添えなければならない。

規則 8 新規性の陳述

- (1) 出願人が新規性を有するとみなす意匠の特徴を説明する陳述が、規則 6 及び規則 7 に基づいて提出される意匠の表示に示されていないなければならない。
- (2) この陳述は、各々の表示の正面に示さなければならない。ただし、正面に示すことができないことに登録官が納得する場合は除く。その場合は、登録官が承認する箇所に示さなければならない。
- (3) この陳述は、表示に示される他の陳述とは分けて示さなければならない。

規則 9 内密の開示に関する陳述

- (1) 出願に関して、第 12 条が適用されることの主張を出願人が望む場合は、本条規則に従ってその旨の陳述を出願に含めなければならない。
- (2) (3)にいう事案を除いて、陳述は次のとおりとしなければならない。
 - (a) 出願人が依拠する第 12 条の規定を特定し、かつ、

- (b) 関連日を含め、意匠の開示の状況を説明する。
- (3) 意匠の開示が第 12 条(3)に定義される公式の国際博覧会に関係する場合は、陳述は次を明記しなければならない。
 - (a) 博覧会の名称及びその開催場所
 - (b) 博覧会の開会日、及び
 - (c) 意匠の最初の開示が博覧会の開会日に行われなかった場合は、当該最初の開示の日
- (4) 出願人は、主張を裏付ける追加情報又は書類を提出することができる。

規則 10 優先権等の陳述書

出願人が第 18 条に基づいて先の出願の優先権の主張を望む場合は、出願には優先権陳述書を含めなければならない。

規則 11 登録官は証明書を請求することができる

優先権陳述書及び先の出願の写しに加え、出願人は、登録官に求められる場合は、関連するパリ条約加盟国又は WTO 加盟国の管轄機関が交付した次を検認する証明書を登録官が納得するように、出願と共に又は出願日から 3 月以内に提出しなければならない。

- (a) 先の出願の提出国、領域又は地域
- (b) 先の出願の出願日及び出願番号、並びに
- (c) 先の出願に係る意匠の表示及び対象物品

規則 12 紋章等に関する証拠

国、市、町、場所、協会、法人、機関又は人の紋章、旗章、騎士勲章、勲章、記章、旗の複製が意匠に示される場合は、出願は、意匠登録及びその複製の使用に同意を与える権利を有する公務員又は他の者がそのような同意を与えたことに登録官が納得する証拠を含まなければならない。

規則 13 現存者の名称又は肖像に関する証拠

現存者の名称又は肖像が意匠に示される場合は、出願は、当該人が自らの名称又は肖像の意匠登録及び使用に同意していることに登録官が納得する証拠を含まなければならない。

規則 14 最近の死亡者の名称又は肖像に関する証拠

最近の死亡者の名称又は肖像が意匠に示される場合は、出願は、当該人の人格代表者が当該名称又は肖像の意匠登録及び使用に同意していることに登録官が納得する証拠を含まなければならない。

規則 15 見本

登録官が求める場合を除いては、見本は提出してはならない。

規則 16 複合出願

2 以上の意匠は、意匠がロカルノ協定によって設定された分類に従って分類された同一のクラス又は同一の組物に関係する場合は、同一の登録出願の主題とすることができる。

規則 17 出願の取下

第 20 条に基づく取下の届出は，所定の様式でしなければならない。

規則 18 期間延長の申請

意匠令に基づく期間延長の申請は，所定の様式でなければならない。

規則 19 出願の補正

第 23 条に基づく意匠登録出願の補正請求は，所定の様式でなければならない。

規則 20 出願における権利に影響を及ぼす取引

(1) 第 64 条(3)に従うことを条件として，意匠登録出願に影響を及ぼし第 24 条及び第 34 条が適用される取引，証書又は事件に関する詳細事項の届出を登録官に対して所定の様式であることができる。

(2) 第 33 条(2)から(4)までが，第 33 条に基づいてなされる申請に関して適用されるように，(1)に基づいて提出された届出に関して，必要な修正を施して適用される。

(3) 第 64 条(3)に従うことを条件として，意匠登録出願が影響を受けると思われる所以である取引，証書又は事件に関する詳細事項の届出を登録官に対して所定の様式であることができる。

(4) (1)から(3)までに基づく届出は，取引，証書又は事件の完全な詳細を含まなければならない。

審査及び登録

規則 21 方式要件

意匠令の適用上、次の事項が「方式要件」として指定されている。

- (a) 第 15 条の要件のすべて、及び
- (b) 規則 6 から 13 までの要件のすべて

規則 22 不備

(1) 方式要件に関する不備があることを登録官が確認した場合は、登録官は、書面による不備の通知を出願人にするものとする。

(2) 方式要件に関する不備は、通知日後 3 月以内に補正されなければならない。

(3) 第 27 条に従うことを条件として、(2)にいう期間内に不備が補正された場合は、登録官は、第 26 条に従って意匠を登録する手続を進めるものとする。

規則 23 出願拒絶に対する上訴

意匠登録出願を拒絶する第 27 条に基づく登録官の決定に対する第 58 条に基づく上訴の適用上、決定日は、決定が同条に基づいて出願人に与えられた日とする。

規則 24 物品の分類

意匠登録の目的のために、物品は、ロカルノ協定によって設定された分類に従って分類される。

規則 25 登録

(1) 登録官は、登録簿に次の詳細を記入することによって第 26 条に基づいて意匠を登録する。

(a) 登録日

(b) 登録簿への記入日

(c) 該当する場合は優先日及び関連するパリ条約加盟国又は WTO 加盟国の名称

(d) 登録番号

(e) 意匠所有者の名称及び宛先

(f) 送達宛先

(g) 意匠登録の対象となった物品の、ロカルノ協定によって設定された分類のクラス及びサブクラスの番号

(2) 更に、登録官は、登録簿に次を記入するものとする。

(a) 出願に含まれる意匠の表示の複製

(b) 意匠に関する新規性陳述書

(c) 意匠登録の対象となった物品についての詳細

(d) 第 34 条が適用される取引、証書又は事件に関する詳細

(3) 登録官は、自己が適切と考える意匠に関する他の詳細を随時登録簿に記入することができる。

規則 26 登録証

意匠登録がなされたときは、登録官は登録所有者に登録証を交付する。

規則 27 登録公告

第 26 条 (1) (d) に基づいて公報において告知された意匠登録の公告は、次を含まなければならない。

- (a) 登録日
- (b) 該当する場合は優先日及び関連するパリ条約加盟国又は WTO 加盟国の名称
- (c) 登録番号
- (d) 登録所有者の名称及び宛先
- (e) 送達宛先
- (f) 出願に含まれる意匠の表示の複製
- (g) 意匠登録の対象となった物品についての詳細、及び
- (h) 意匠登録の対象となった物品の、ロカルノ協定によって設定された分類のクラス及びサブクラスの番号

登録存続期間

規則 28 登録の更新

- (1) 意匠所有者が第 29 条(2)に基づいて意匠登録存続期間の更新を望む場合は、最新登録期間の終了前に所定の様式で申請しなければならない。
- (2) 意匠所有者が第 29 条(5)に基づいて意匠登録存続期間の更新を望む場合は、同条(4)に指定されている期間の終了直後 6 月の間に所定の様式で申請しなければならない。
- (3) (1)又は(2)に基づく申請は、所定の手数料を添えなければならない。
- (4) 申請がなされ所定の手数料が(1)又は(2)に従って納付された場合は、登録官は、登録簿に適切な記入をすることによって登録を更新する。

規則 29 登録の放棄

- (1) 意匠の登録所有者は、所定の様式で放棄の届出をすることによって第 30 条に基づいて意匠登録の放棄をすることができる。
- (2) 本条規則に基づく届出は、登録所有者がこの届出で次のとおりとするのでなければ効力を有さない。
 - (a) 次の何れかに関して、登録が放棄される旨を陳述すること
 - (i) 意匠が登録されている物品のすべて、又は
 - (ii) 届出に指定する物品
 - (b) 意匠に登録された権利を有する他の全員の名称及び宛先を呈示すること、及び
 - (c) そのような者各人に関して、その者が次のとおりであることを証明すること
 - (i) 登録を放棄する登録所有者の意図についての 3 月以内の事前通知が送付されている。
 - (ii) 放棄によって影響を受けない、又は影響を受けるとしても、放棄に同意している。
- (3) 放棄は、(2)を遵守する届出の登録官による受理のときに有効となる。
- (4) 意匠登録の放棄は、意匠が放棄される物品に関して、意匠登録が当該物品に関して効力を停止するのと同じ効果を有する。
- (5) 登録官は、放棄の発効時に、登録簿に適切な記入をし、公報に放棄の告示を公告する。

意匠権

規則 30 意匠権に影響を及ぼす取引

(1) 第 64 条(3)に従うことを条件として、第 34 条が適用され、何人かが意匠に基づく権利を取得したことを主張する由来である取引、証書又は事件に関する詳細の登録のために所定の様式で申請することができる。

(2) 申請は、取引、証書又は事件の完全な詳細と共に、権利を取得したと主張又は陳述する者の名称及び宛先を含まなければならない。

(3) 申請は、次の者によって又はその代理で署名されなければならない。

(a) 第 34 条(3)(a)にいう譲渡に関する場合は、譲受人及び譲渡人

(b) 同項(b)にいう抵当権設定に関する場合は、抵当債務者

(c) 同項(c)にいうライセンス若しくはサブライセンスの許諾、譲渡又は抵当権設定に関する場合は、許諾者又は抵当債務者

又は当該譲渡、抵当権設定又は許諾を確認するに十分な証拠を添えなければならない。

(4) (3)以外の事案においては、申請には、取引、証書又は事件を確認するに十分な証拠を添えなければならない。

規則 31 他の取引の登録

(1) 第 64 条(3)に従うことを条件として、意匠の所有権又は意匠に基づく権利が影響を受けるとされる所以の取引、証書又は事件(規則 30 にいうもの以外のもの)に関する詳細の登録を所定の様式で申請することができる。

(2) 申請は、取引、証書又は事件の完全な詳細を含まなければならない。

規則 32 抵当債権者又はライセンシーであるとの主張の取消

何人かの名称が意匠に関して抵当債権者又はライセンシーとして登録簿に記入されている場合は、当該人は、所定の様式での申請をすることにより、自己が当該抵当債権者又はライセンシーであることをもはや主張しない旨の届出を登録簿に記入させることができる。

規則 33 証拠の提供

登録官は、規則 30、規則 31 又は規則 32 に基づいて申請をする者に対し、指定する期間内に申請に関して自己が必要とする証拠を提供するよう求めることができる。

法的手続

規則 34 付託

第 11 条に照らして意匠が登録することができる意匠であるか否かの疑問の第 44 条に基づく裁判所への付託は、求める付託及び申請人が依拠する事実を完全に示す陳述書の提出によってなされなければならない。

規則 35 異議申立の通知

(1) 何人か(登録所有者を含め)が、規則 34 に基づく申請に異議申立することを望む場合は、公報の公告日から 2 月以内に申請に異論を唱える理由及び依拠する事実を完全に示す所定の様式での異議申立の通知を正副 2 通で提出しなければならない。

(2) 何人かが(1)に基づく異議申立の通知を提出する場合は、登録官は、出願人に副本を直ちに転送しなければならない。

(3) 本条規則及び規則 36 から規則 41 までは、登録官が疑問を確定のために裁判所へ付託する場合は、適用されない。

規則 36 答弁書

(1) 規則 35 に基づく異議申立通知の副本の転送を受けた日から 3 月以内に、申請人は、自己の申請を裏付けるものとして依拠する理由及び異議申立通知に主張された事実で自己が認めるもの(ある場合)を示す答弁書を所定の様式で提出しなければならない。

(2) 答弁書は、登録官が異議申立人に転送する副本を添えて提出されなければならない。

規則 37 異議申立を裏付ける証拠

(1) 規則 36 に基づく申請人の答弁書副本の転送日から 3 月以内に、異議申立人は、自己が異議申立の裏付けとして引証を望む証拠を提出し、当該証拠の写しを申請人に送付しなければならない。

(2) 異議申立人が(1)に従って証拠を提出することができない場合は、登録官が別段の指示をしない限り、異議申立人は異議申立を放棄したものとみなされる。

規則 38 申請を裏付ける証拠

異議申立人が規則 37 に従って証拠を提出した場合は、申請人は、異議申立人の証拠の写しの転送を受けた日から 3 月以内に自己の申請を裏付けるものとして引証を望む証拠を提出し、当該証拠の写しを異議申立人に送付しなければならない。

規則 39 弁駁の証拠

(1) 異議申立人は、規則 38 に基づく申請人の写しの送付を受けた日から 3 月以内に厳密に弁駁事項に限定された更なる証拠を提出することができ、異議申立人が更なる証拠を提出する場合は、写しを申請人に送付しなければならない。

(2) 申請人は、異議申立人の証拠の写しの送付を受けた日から 3 月以内に厳密に弁駁事項に限定された更なる証拠を提出することができ、申請人が更なる証拠を提出する場合は、写しを異議申立人に送付しなければならない。

(3) 登録官の許可又は指示がない限り、更なる証拠は何れの当事者も提出することはできない。

規則 40 後にする手続に関する指示

登録官は、規則 34 に基づく申請に関する後にする手続について自己が適切と考える指示をすることができる。

規則 41 決定の通知

(1) 規則 34 に基づく申請に関して聴聞を望む一方当事者又は双方当事者を聴聞した後、又は何れの当事者も聴聞を望まない場合は聴聞することなく、登録官は、事件を決定してすべての当事者に自己の決定を通知し、何れかの当事者から請求があったときは決定理由を書面で伝える。

(2) 第 58 条に基づく登録官の決定に対する上訴の目的では、決定日は、決定の通知が本条規則に基づいて送られる日とする。

規則 42 異議申立されない事案の費用

規則 34 に基づく申請が登録所有者によって異議申立されない場合は、登録官は、費用が申請人に裁定されるべきか否かの決定において、申請がなされる前に合理的な通知が申請人によって登録所有者になされていたならば手続を回避することができた筈であるか否かを考慮しなければならない。

規則 43 裁判所への付託

(1) 登録官は、規則 34 に基づく申請を受領し、かつ、決定のために疑問を裁判所へ付託することを決めた場合は、直ちに付託の認証謄本を申請人及び意匠の登録所有者に送達しなければならない。

(2) 登録官は、裁判所への付託の通知を登録簿に記入し、公報において付託の事実を公告する。

規則 44 裁判所への申請の登録官への送達

(1) 第 45 条又は第 46 条に基づいて意匠登録の取消を求める裁判所への申請がなされる場合は、申請人は申請の写しを直ちに登録官に送達しなければならない。

(2) 登録官は、申請の通知を登録簿に記入しなければならない。

規則 45 裁判所命令、宣言及び証明書の提出

(1) 意匠令に基づいて裁判所によって命令又は宣言がなされ又は証明書が与えられた場合は、そのような命令、宣言又は証明書の作成又は付与を享受する者、又はそのような者が 2 以上ある場合は登録官が指示する 1 の者は、当該命令、宣言又は証明書の認証謄本を、また、登録簿の更正が求められる場合は所定の様式を、登録官に提出しなければならない。

(2) (該当する場合は)登録簿は、相応に登録官がこれを更正しなければならない。

規則 46 費用の担保

(1) 登録官手続における当事者がブルネイにおいて居住もせず営業もしていない場合は、登録官は、当該人に対し、登録官が十分とみなす方式及び金額での費用の担保を提供することを求めることができる。

(2) 登録官が、何れかの当事者によって提出された申請、請求又は異議申立の通知に関して、当該人によって担保が提供されることを求め、当該当事者が求められた担保の提供をしない場合は、登録官は、その申請、請求又は異議申立の通知が放棄され又は取り下げられたものとみなすことができる。

管理規定及び雑則

規則 47 第 66 条に基づく申請の登録官への送達

- (1) 第 66 条に基づいて登録簿の更正を求める申請がなされた場合は、申請人は、直ちに申請の認証謄本を登録官に送達しなければならない。
- (2) 登録官は、申請の通知を登録簿に記入しなければならない。

規則 48 登録簿における誤謬の更正

- (1) 第 66 条に基づいて登録簿の誤謬の更正を求める請求は、所定の様式でしなければならない、訂正案を明瞭に特定しなければならない。
- (2) 登録官は、後にする手続に関して自己が適切と考える指示を出さなければならない。

規則 49 登録簿の閲覧

第 67 条及び第 75 条並びに規則 50 に従うことを条件として、何人も、所定の様式で申請し、かつ、所定の手数料を納付することにより、登録局の就業時間内に登録簿を閲覧する権利を有する。

規則 50 国防目的に関連する意匠

登録官が第 75 条(1)に基づく指示を出した場合は、意匠の表示及び同条(2)(b)にいう証拠は、当該指示の効力存続期間中は登録局における公衆の閲覧に供してはならない。

規則 51 証明書及び謄本

- (1) 第 69 条及び第 75 条に従うことを条件として、登録簿の認証謄本若しくは不認証謄本、又は登録簿の認証抄本若しくは不認証抄本を求める申請は、所定の様式でなければならない、所定の手数料を添えなければならない。
- (2) 第 69 条及び第 75 条に従うことを条件として、所定の様式による申請があり所定の手数料の納付があったときは、登録官は申請人に次を提供することができる。
 - (a) 登録局に保管されている表示若しくは他の書類の認証謄本又は当該書類の認証抄本
 - (b) 第 65 条(2)の適用上の証明書、又は
 - (c) 登録局に保管されている表示若しくは他の書類の不認証謄本又は当該書類の不認証抄本

規則 52 情報及び書類の閲覧

- (1) 意匠登録出願又は意匠に関する情報又は書類の閲覧許可を求める第 69 条に基づく請求は、所定の様式でなければならない。
- (2) 第 69 条及び第 75 条並びに(4)、(5)及び(6)に従うことを条件として、登録官は、意匠に関する請求に明記された書類の閲覧を許可する。
- (3) 登録官が次のことに納得する証拠を請求人が提出する場合は、第 69 条及び第 75 条並びに(4)、(5)及び(6)に従うことを条件として、登録官は、意匠登録出願に関する請求に明記された書類の閲覧を許可する。
 - (a) 所有者又は(場合により)出願人が、閲覧を承諾していること、又は
 - (b) 第 69 条(4)が請求に関して適用されること

(4) 登録官は、所定の手数料の納付前に、又は自己が意匠令又は本規則に基づいて実行することを求められ又は許されている、問題の書類に関連するすべての手続若しくは手続のすべての段階を自己が完了する前に、本条規則に基づいて書類の閲覧を許可することを義務づけられることはない。

(5) 本条規則に基づく閲覧権は、次には適用されない。

(a) 登録局において局内での使用に限り作成された書類

(b) 登録官の請求によるか否かを問わず、閲覧及び送付者への爾後返還用に登録局に送付された書類

(c) (1)に基づく情報請求、又は

(d) 登録局によって交付された書類で登録官が機密扱いすべきであるとみなすもの

(6) 本条の如何なる規定も、次のものを公衆の閲覧に供する義務を登録官に課すものとは解釈されない。

(a) 登録官の見解では何人かの名誉又は評判を害する書類又は書類の一部、又は

(b) 意匠令の施行について指定された日前に登録局に提出又は送付された書類

規則 53 登録局の就業時間等に関する細則を掲示すること

第 70 条に基づいて定められた細則は、登録官が登録局の目につき易い場所にこれを掲示する。

規則 54 書類の刊行及び販売

登録官は、登録局による書類及び情報の刊行及び販売を取り決めることができる。

規則 55 パートナースhip等による書類の署名

(1) パートナースhipを代表して署名される書類は、そのパートナー全員により、パートナースhipを代表して署名した旨を陳述する何れかのパートナーにより、又は書類に署名することをパートナースhipによって授権されていることを登録官に納得させる他の者により、署名されなければならない。

(2) 法人を代表して署名される書類は、法人の取締役若しくは秘書役若しくは他の主要幹部又は書類に署名することを法人によって授権されていることを登録官に納得させる他の者により署名されなければならない。

(3) 非法人又はパートナースhip以外の集団を代表して署名される書類については、書類に署名することを当該機関又は組合により授権されていることを登録官に納得させる者が署名することができる。

規則 56 書類の翻訳文

(1) 本規則に規定する場合を除き、英語でない書類又は書類の一部が意匠令又は本規則に従って登録局に提出され又は登録局に送付される場合は、英語への翻訳文を添えなければならない。当該翻訳文は、原文に対応するものとして登録官が納得するように検認されなければならない。

(2) 第 15 条(2)(e)の適用上、同条に基づく陳述を裏付ける書類が英語でない場合は、英語への翻訳文を添えなければならない。

(3) 登録官は、自己に対する手続において証拠目的に使用される書類であって英語以外の言

語によるものに関して、次について指示を与えることができる。

- (a) 当該他の言語による書類提出
- (b) 書類の英語翻訳文の提出

規則 57 登録官への書類送達

(1) (3)に従うことを条件として、意匠令又は本規則に基づいて提出することが求められ又は許されている書類は、手渡し又は郵便で提出されなければならない。

(2) 郵便による提出は、正しく宛先が書かれ、書類を含む書簡を作成し投函するものとし、別段に証明されない限り、その書簡が通常郵便で配達される筈の日時に提出されたものとみなされる。

(3) 登録官は、手渡し若しくは郵送の代替として、自己が指定する条件に従うことを条件として電子的手段による書類提出を許可することができる。これは、通常は公報での公告によるか又は特定の事案において当該手段により書類を提出することを望む者に対する通知書によるかの何れかの方法で行われる。

規則 58 その他の者への書類送達

(1) 意匠令又は本規則で人又は場所へ送達することが求められ又は許されている書類は、手渡し又は郵便で送達されるものとする。

(2) 郵便で送達される書類は、正しく宛先が書かれ、書類を含む書簡を作成し投函することによって送付され、別段に証明されない限り、その書簡が通常郵便で配達される筈の日時に受領されたものとみなされる。

規則 59 提出された書類の誤謬の訂正

(1) 第 74 条(1)にいう書類における翻訳文若しくは転写の誤謬、又は誤記若しくは錯誤(住所又は送達宛先以外)の訂正請求は、所定の様式でしなければならず、かつ、訂正案を明瞭に特定しなければならない。

(2) 登録官は、適切と考える場合は、訂正が求められている書類の写し上に訂正が示されるよう求めることができる。

(3) 後にする手続に関して、自己が適切と考える指示を与えることができる。

規則 60 書類の補正及び不備の更正

(1) 第 23 条に従うことを条件として、登録官に対する手続において提出された書類並びに意匠の図面及び他の表示は、登録官が適切と考える場合は、補正することができ、登録官に対する手続における不備は、登録官が指示する条件で更正することができる。

(2) 次の不備又は予想される不備の場合は、登録官は、自己が指示する条件で期間が変更されるよう指示することができる。

(a) 意匠令又は本規則に指定されている期間についての限定の不遵守から成るものであって、本条規則に基づく指示がなく発生したか又は指示がなければ発生する虞があると登録官に思われるもの

(b) 全体的又は部分的に登録局の誤謬、不作為又は遺漏に起因するもの、及び

(c) 登録官の判断で更正されるべきと思われるもの

規則 61 名称変更

- (1) 何人かが自己の名称変更時に当該変更の登録簿又は登録局に提出された他書類への記入を求める請求は、所定の様式でなされなければならない。
- (2) 当該請求に関して手続する前に、登録官は、自己が適切と考える変更の証拠を求めることができる。
- (3) 登録官は、請求が認められるべきと納得する場合は、登録簿又は書類を相応に変更させる。

規則 62 送達宛先

- (1) 本規則が関連する手続の利害関係人はすべて、ブルネイにおける宛先を書類の送達宛先として登録官に提出しなければならない。
- (2) 送達宛先が、送達宛先の提出を必要とする様式が本規則に基づいて提出されるのと同時に提出される事案においては、送達宛先は当該様式で提出されるものとし、その他の事案では、送達宛先は所定の様式で提出されなければならない。
- (3) 本条規則に基づいて提出された送達宛先は、ブルネイにおける別の宛先がその代わりに提出されるまでは、手続の適用上当該人の送達宛先とみなされる。
- (4) 意匠の登録時には、出願人の送達宛先が、ブルネイにおける別の宛先がその代わりに提出されるまでは、意匠の登録所有者の送達宛先とみなされる。
- (5) 何人も登録官への書面による通知をすることによって、送達宛先を取り消すことができ、そのような通知があるときは、ブルネイにおける別の宛先が代わりに提出されるまでは、登録官は先に提出された送達宛先又は登録簿に表示された宛先を当該人の送達宛先とみなすことができる。
- (6) 登録官は、何人かが送達宛先を提出していない場合は、ブルネイにおける当該人の営業住所(ある場合)をその者の送達宛先とみなすことができる。

規則 63 宛先の変更又は訂正

- (1) 登録簿又は登録局に提出された書類に記入された宛先又は送達宛先の変更又は訂正を求める何人かの請求は、所定の様式でなければならず、その請求に係る登録簿又は書類における記入を特定しなければならない。
- (2) 請求が認められるものであると登録官が納得する場合は、登録官は、相応に登録簿又は書類を変更又は訂正させる。

規則 64 代理人の承認

- (1) 登録官は、書面の通知により代理人に対しその者への授権の証拠を提出するよう求めることができる。
- (2) 特定の事案においては、登録官は、本人の自署又は出頭を求めることができる。
- (3) 何人かが登録官に対する手続の当事者になった後、代理人を初めて任命するか又は他の代理人の代替として代理人を任命する場合は、当該新たに任命された代理人は、自己が代理人として行為する最初の時点以前に所定の様式を提出しなければならない。
- (4) 登録官は、刑事犯罪で有罪判決を受けた、又は「法曹」第 10 条に基づいて維持される弁護士名簿から抹消された者を代理人として認定する義務はなく、また業務停止された法廷弁

護士及び事務弁護士を業務停止期間中は、代理人として承認する義務はない。

規則 65 登録官の裁量権行使

登録官は、自己に対する手続において意匠令又は本規則によって自己に付与されている裁量権を当事者に不利に行使する前に、当該当事者にその者が聴聞を受ける日時について少なくとも 10 日の事前通知をしなければならない。ただし、その当事者がそれより短い事前通知を承諾する場合は、この限りでない。

規則 66 公開聴聞等

- (1) 登録官聴聞は、登録官の別段の指示がある場合を除き、公開とする。
- (2) 当事者系手続においては、次のとおりとする。
 - (a) 聴聞を望む者は、登録官に書面による通知をしなければならない。
 - (b) 聴聞において、手続において既に言及されていない書類(裁判所又は登録官の決定の報告以外のもの)に言及することを意図する者は、そうする旨の意図を少なくとも書面による 14 日の事前通知をし(ただし、登録官が承諾し、相手方当事者が合意した場合はこの限りでない)、その通知に当該書類の詳細又はその写しを含めなければならない。
- (3) 登録官は、聴聞に指定された日前に(2)(a)に基づく通知を出さなかった当事者を聴聞することを拒絶することができる。
- (4) 聴聞を受けることを望む当事者を聴聞した後、又は聴聞を望む者がいない場合は聴聞することなく、登録官は、事案を決定し、すべての当事者に自己の決定を通知し、請求する当事者があれば、決定の理由を書面で伝える。
- (5) 第 58 条に基づく登録官の決定に対する上訴の目的では、決定日は、決定の通知が本条規則に基づいて送達された日とする。

規則 67 聴聞の言語

- (1) 登録官聴聞における当事者又は当該当事者によって証言するために呼ばれた証人は、英語以外の言語を使用することができるが、ただし、当該当事者が英語以外の言語を使用するか又はそれを使用することを意図する証人を呼ぶ意図であることの通知を、聴聞のために定められた日の少なくとも 1 月前に登録官及び相手方当事者にしていることを条件とする。
- (2) 登録官は、
 - (a) (1)に基づいて通知をした当事者に英語への通訳を手配することを求めることができ、
 - (b) 英語への通訳を許可し、その経費を負担する者についての指示を与えることができ、また、
 - (c) 当事者の同意を条件として、登録官が指示する条件で当該言語の変更に関する指示を出すことができる。

規則 68 証拠

- (1) (2)に従うことを条件として、意匠令又は本規則に基づいて証拠を提出することができる場合は、法定宣言書又は宣誓供述書によってしなければならない。
- (2) 登録官は、特定の事案において自己が適切と考える場合は、自己が別段の指示をする場合を除き、当該証拠の代わりに又はそれに加えて口頭証拠を受けることができる。

規則 69 期間延長

(1) 登録官は、何人か又は何れかの当事者から所定の様式で申請があったときは、影響を受ける者又は当事者に登録官が指示する通知をした上で、規則 29 にいう期間を除き、本規則に基づいて行為をする又は手続をする期間を自己が指示する条件で延長又は再延長することができる。

(2) 延長は、当該期間が既に満了済であっても本規則に基づいて認めることができる。

規則 70 手数料

(1) 意匠令に基づく事項又は手続に関して納付すべき手数料は、附則 2 に規定する。

(2) 事項又は手続に関して納付すべき手数料は、当該事項又は手続に関して附則 2 に規定された時点で納付しなければならない。